

石垣市男女共同参画推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、石垣市男女共同参画推進条例（平成21年石垣市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情又は意見への対応)

第2条 条例第21条第1項に規定する苦情又は意見の申出（以下「申出」という。）をすることができる市民及び事業者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民 市内に住所若しくは勤務先を有する者又は市内の学校に在学する者
- (2) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行う個人、法人その他の団体

2 前項に規定する申出は、苦情又は意見申出書（様式第1号）を市長に提出することにより行うものとする。ただし、市長が当該書面の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭その他適切な方法で行うことができるものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る苦情又は意見については対応できないものとし、当該事項に係る申出があった場合は、調査を行わない旨の報告書（様式第2号）により、申出者に報告するものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事案
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第16条に規定する紛争に係る事案
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案
- (5) 監査委員に住民監査請求を行っている事案
- (6) 条例又はこの規則の規定に基づく参画会議の行為に関する事案
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が対応することが適当でないと認める事案
(是正その他の措置に係る通知)

第3条 市長は、前条の申出の処理について、その結果を申出に係る是正その他の措置についての通知書（様式第3号）により当該申出者に通知するものとする。

(調査)

第4条 市長は、調査を行うに当たり、市の機関又は関係者に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録又はその写しの提出を求めることができる。

(諮問)

第5条 市長は、調査事項に基づく必要事項について意見をまとめ、石垣市男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）に対し、諮問するものとする。

(意見)

第6条 参画会議は、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を調査結果報告及び意

見書（様式第4号）により市長に意見を述べるものとする。

（処理状況の報告）

第7条 市長は、毎年度1回、申出の処理状況について報告書を作成し、参画会議に報告するものとする。

（庶務）

第8条 参画会議の庶務は、総務部広報広聴課において処理する。

（審議会）

第9条 条例第22条に規定する石垣市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）は、参画会議をもって充てるものとする。

2 前項の審議会の組織、所掌事務及び委員その他構成員並びにその運営に関し必要な事項は、石垣市男女共同参画会議規則（平成5年石垣市規則第7号）で定める。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

男女共同参画に関する施策についての苦情又は意見申出書	
(あて先) 石垣市長 様	年 月 日
石垣市男女共同参画推進条例第21条第1項の規定により、次のとおり申出をします。	
申出者	氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名）
	住所（法人その他の団体にあつては、その所在地） 郵便番号 ー
	電話番号 ()
趣旨	
申出の理由	
他の機関への相談等の状況 (機関の例) 裁判所、議会、監査委員 等	<p>※該当する□に、✓印を付けてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談している。 相談機関： 相談内容：</p> <p><input type="checkbox"/> 相談していない。</p>
その他	

様式第2号（第2条関係）

<p>申出について調査を行わない旨の報告書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">石垣市長 担当部課名 連絡先</p> <p>年 月 日付けで申出のあったことについては、次の理由により調査を行わないことになりましたので、石垣市男女共同参画推進条例施行規則第2条第3項の規定により報告します。</p>		
申出の概要	申出日	年 月 日
	申出者	氏名
		住所
申出の趣旨		
調査を行わない理由		
備考		

様式第3号（第3条関係）

<p>申出に係る是正その他の措置についての通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">石垣市長 担当部課名 連絡先</p> <p>年 月 日付けで申出のあったことについては、石垣市男女共同参画推進条例施行規則第3条の規定により、次のとおり是正その他の措置を講じましたので通知します。</p>	
<p>参画会議の調査審議 結果及び意見</p>	
<p>是正その他の措置を 講じた内容</p>	
<p>備考</p>	

様式第 4 号（第 6 条関係）

<p>申出についての調査結果報告及び意見書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>石垣市長 様</p> <p style="text-align: right;">石垣市男女共同参画会議</p> <p>石垣市男女共同参画推進条例施行規則第 6 条の規定により、市長の諮問に応じて行った調査審議について、次のとおり報告するとともに、意見を述べます。</p>	
諮問内容	諮問日 年 月 日
調査審議の結果	
意見	
備考	

